

議案第 12 号

市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例 の一部改正について

市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「次条第 2 項」を「次条」に改める。

第 4 条第 1 項中「員数」の次に「(委員会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))」によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「前項の」を「第 1 項の」に改め、同項の表中「前項各号」を「第 1 項各号」に、「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が地域包括支援センターの効果的な運営

に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置に係る基準を柔軟化する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。